

群馬県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画の変更(案)における
パブリックコメント実施要項

1.趣 旨 令和元年5月22日付けで健康保険法等の一部を改正する法律が公布され、高齢者の医療の確保に関する法律第125条第4項の規定に基づき、効果的かつ効率的で被保険者の状況に応じたきめ細かな高齢者保健事業の実施が推進されるよう、広域計画に市町村との連携に関する事項を定めるものとされた。これを受け、平成30年2月に策定した第3次広域計画に「市町村が実施する国民健康保険保健事業及び介護保険の地域支援事業との一体的実施」に関する内容の追加や既存の保健事業に関する内容の文言整理等を行うなどの変更をするにあたり、広く一般の意見を求める機会を確保し、透明性の向上を図る。

2.意見募集の方法

(1)意見を提出できる者

- ① 広域連合の区域内に住所を有する者
- ② 広域連合の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- ③ 広域連合の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- ④ 広域連合の区域内に存する学校等に在学する者
- ⑤ パブリックコメント手続を実施する計画等に利害関係を有すると認められるもの
- ⑥ その他広域連合長が必要と認めるもの

(2)周知方法 広域連合ホームページに掲載及び広域連合窓口に資料を設置

(3)提出方法 所定の用紙に記入のうえ、郵送、FAX、電子メール又は持参にて提出

(4)期 間 令和元年12月16日(月)～令和2年1月6日(月) ※必着

(5)公表及び 群馬県後期高齢者医療広域連合 総務担当

提出場所 〒371-0854 前橋市大渡町一丁目10番地7号

群馬県公社総合ビル6階

FAX 027-255-1312

Email info@gunma-kouiki.jp

- (6)そ の 他
- ・提出された意見は、類似の意見等とこれに対する考え方を取りまとめた上、広域連合ホームページで周知する。
 - ・収集した個人情報については、群馬県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例に従って適切に取り扱う。
 - ・意見に対して、個別の回答はしないものとする。